

(続 東田りん、端無常三郎)

そのほこりになります心がござりましたら、心どうりのごしごうでござりますから、天の理で人様から、わがみの心のあうようなことを、もうさしてくださらず、むりなこともうしなされまじたり、しなされませうな、糸らい人や、かしこいや、しんしようのよき人さま、みうへの人さまのまへでわ、ようもうさして頂きませ糸でも、かげでなりとも、わるくちをもうさし」(37オ)

て頂きまじたり、きれことばともうさして頂きませうな心がござりましたら、はらだちともうさして頂きませうなほこりになると、御神様よりおふせくだされませうなのでござります。

よくのほこり

人様にまんぞくをして頂き、よろこんで頂きませうなように、さして頂きまじたり、ものをもちふて頂きませうなよふに、さして頂きませうなこ」(37)ウ

とに、おもいを、きらして頂きませねばなりませぬのに、それにわがみわがこ、わがうちに、ものをためさして頂きませうなことに、なんぼうでもと、きりのない、たんのうのようさして頂きませぬ心がござりましたら、よくともうさして頂きませうな。くちさきや、そろばんや、ふでさきで、人さまのものをわがみのためにつけさして頂き、もののにじゆ、ねぎりをさして頂き、男や女でも」(38オ)

二人もつてくらすして頂きませうな心がござりますれば、ごうよくともうさして頂きませうなほこりになりますと、御神様よりおふせくだされませうなのでござります。そのほこりになります心がござりましたら、心どうりのごしごうでござりますから、天の理で人さまから、たんのうさして頂き、おもいをきらして頂きませうなよふにくださらず、あたゑて頂き」(38ウ)

ました、よろづのものわなないように、きれしてしまい、おやこ、けうだい、ふうへにかぎらず、人さまに、おとこをとられまじたり、女をとられまじたりいたしまじるときに、たんのうをさして頂き、ようおもいをきらして頂きませぬ心がござりましたら、よくともうさして頂きませうなほこりになりますと、御神様よりおふせくだされませうなので」(39オ)

ござります。

こうまんのほこり

あほな人、びんぼうな人、ちからのない人、わるい人様にでも、ほめさして頂きませうな、ひかりをでるようさして頂きませねばなりませぬのに、それにわがみ糸らいと、もうさして頂きませうな心がござりますと、あほうな人、びんぼうな人、ちからのない人、わるい人さまの」(39ウ)

ことを、ありとあられんことをもうさして頂き、人様をくづにさして頂きませうな心がござりますれば、こうまともうさして頂きませうなほこりになると、御神様よりおふせくだされませうなのでござります。そのほこりになります心がござりますれば、心どうりのごしごうでござりますから、天の理で人様からひかりのでるようさしてくださらず、く」(40オ)

づになりますように、もうしなされまじたり、しなされまじるときに、わたしも、あれだけしんしようがありましたら、もう

ちいとしたことともさして頂きませうな、あれだけのちからや、ち糸やありましたら、もうちいとあんじようもさして頂きませうなにと、もうさして頂きませうな、人さまをくづにさして頂きませうな心がござりましたら」(40ウ)

こうまともうさして頂きませうなほこりになると、御神様よりおふせくだされませうなのでござります。

この八つのほこりが、にちへねんへにつもりかさなりませうなれば、てんのりがそふて頂きませぬようになりますと、ふじさいなんわしよなん、やみわづらいわ大なんと御神様より、おふせくださ」(41オ)

るのでござります。

おわり

裏表紙

明治四拾四年七月二十日新調

奈良県山辺郡丹波市町

大字仁興

東田りん持

次に、端無常三郎の手記本（表題はないが、中表紙に「神道天理教導職 端無常三郎」と記される）を紹介する。この文書は、飛鳥分教会（三重県熊野市飛鳥町小阪、南紀大教会）に所蔵されていた。筆者の端無常三郎については、すでに「明治期におけるみかぐらうた解釈本」（『天研』第6号所収）、「病のさとし考（上）」（『天研』第10号所収）において触れているが、改めて紹介しておこう。

端無常三郎は、現熊野市飛鳥町小阪の出身で「諭しの端無」といわれたほど、おさとしに秀でていたと伝えられる。後に有井分教会2代会長に就任している。南紀支教会役員でもある。この文書は、平成になって、飛鳥町小阪の端無家で発見され、飛鳥分教会に届けられたものである。端無家（仁右衛門）は明治25年に神式に改めている。縦15.3cm、横11.1cm。青10行罫紙。袋綴じ。裏表紙の見返りに「三重縣紀伊ノ国南牟婁郡飛鳥村大字□□□ 端無常三郎 明治廿九年正月大吉日」と記される。文字が読みにくいので、どこまで翻刻できたか。意味不明のところもあり、若干、問題を残すかもしれない。（句読点筆者。□は判読不能、及び欠損部。〈 〉内は筆者補注）

神道天理教導職

端無常三郎 印」（中表紙）

愛名三

愛知縣三河国幡豆郡」（中表紙裏）

だい一ちに、□□のきそくを、よくまもり、をやのことバにしたかて〈従つて〉、人をあわれみ、しいよじき〈正直〉にして、かぎよ〈家業〉、べんきよふするよに、又あくのものにハ、とをずいて、ぜんの人にハ、ちかずいて、ものにべんきよをする人ハ、ほめられて、ふじゆふなくて、とくを糸て、たあとめられ〈尊められ〉、よろこびを糸る、しやうじきで」（1オ）

め下のものを、あハれみ、親こ糸しんぼをするき、なに事とも、いんねんことと、あきらめてしんぼする木に、はながさくとゆう事て、ござります。そこでふうへたがいに、あいきよ〈愛嬌〉

して、しようしき、しんぼうするきにわ、かね〈金〉がなるでござります」(1ウ)

をよそ、このよに、うまれてハ、きせんひんふ〈貴賤貧富〉フハ、をしなべて、むびよ、ながいき、せにかねを、たれしもねかふ事なれど、びよふしん、わがしに〈若死に〉、びんぼふを、いやてもするのハ、をにゆふへぞ、ぜんせ〈前世〉で、わがみが、なしをきし、あととりむすこに、しなれたり、いつしよふ〈一生〉びんぼふなされたり」(2オ)

ぜんせのたねがは糸しなり、にうせきとゆう、あくにんわ、をくの人を、ころせしも、たれしも、わがみをかゝりみよ、いまのわがみのくとりく〈苦と楽〉わ、せんせに、う糸としたねならば、いまなすわざの、よしあしを、わるたねう糸ぬ、ようじんハ、いつわりい、ゆふわぬに、しくハなし」(2ウ)

もしも、ひとめをかざるとて、くちとこゝろが、ちごたなら、はやくこゝろあらためよ、あくしをかくして、みをさめよ、ひとめをかさりて、すますとも。かみと、ぼとけと、こゝろとに、とわれて、いかゝこたゑべき、このしんこく〈神国〉にうまれてわ、わけて、しよじきだいいちに」(3オ)

かげとひなた〈陰と日向〉のなきよに、たゞなにごとも、しよじきのこうべに、かみわやどるとや。さあらハ、あへていらずも、かみやぼとけにまもられて、むびよふながいき、あんをんに、しそんばんしよふ〈子孫繁昌〉、ふくとくのたねまくよふに、こゝろせよ、いんぐわの、とりをしんすれば」(3ウ)

わがみのうへも、人のみも、かゝみにうつしてみるように、このよで銭金もつ人わ、ぜんせの、ねのはゆふるなり、ぜんせで、よひたねまかさされハ、さんぜんせかいをながむれハ、みなめのまへに、をそきはやきハあるとて、ぜんあく、いんぐわハ、うこきなく、りこうてふきになるならハ」(4オ)

どんなる人わみひんか、どんなひとにもふきあり、りこうな人も、ひんをする、びんぼて、こともたんとある、ふうきてこどももないもあり、いづれも、せんせのたねしだい、がまんや、ちからや、ぜにかねや、せんあくふたつに、まくたねハ、なすぜんごんハ、すこしても」(4ウ)

をふくさいわいうける事で、ふくとく、糸んまん、かぎりなし。そのぼとこしするときに、くれるとハカリをもふなよ、かりものかへす、とをもうべし。くれるとも、もらふいんねんそ、さかんにくらす、そのうちに、どう〈堂〉てら〈寺〉みや〈宮〉へきふうすれハ、びんぼうになりでも、なハのこる」(5オ)

きんぐ、でんばた、さんりんを、いかほどたくわ糸をくとて、をとろへぬれハ、ひとのもの。

かなりにくらす、そのうちに、なるだけ、ほとこしするかよし、よくにわ、かぎりのないものであれば、あるをとたらぬもの、このわけつねに、とがあれたり、しそんのためを、おもうなら」(5ウ)

人をたをさす、ほとこせよ、むりしてためたる、きんせんハ、ひとのうらみが、かゝるゆふへ、かへりて、しそんのあだ〈仇〉となる。ますや、はかりや、そろばんや、ふでのさきにて、むりをせば、てんとうわ、ゆふるさぬゆふ糸に、せかいなかめて、つゝしめよ、しんだいふきでも□なくして」(6オ)

うそほど人のきす〈傷〉わなし、なりハわるても、びんぼでも、しよじきほどのたからなし、たかきひくきても、たゞ人ハみいより、たゞこゝろ、しいよしきにとる人ハ、なに事も人とより、じいふんハ、ひたとなり、しもたるものに、つゝしめよ、ぜにかねありて、かすひと」(6ウ)

あまり、くわんふん〈過分〉の、りをとる為、もの事ひとう〈非道〉をする人ハ、いきてのうちハ、すむけれど、しにきれハ、あとハ水やとりしいぬれば、がきや、ちくしよや、しゆふらや、しいごくや、あとハ、やしきハ、くさ木がい糸しげる、たとへ、くさ木ハは糸ずとも、ひどうわ、しそんのす糸までも」(7オ)

親のひとうが、こにむくうそ、ためしはせけん、ほしほども」(7ウ)

勸善懲悪を軸に、金銭にこだわらず、正直に生きることの大事さが説かれている。おそらく教導職としての一般向けの話であろう。

白紙(8オ～8ウ)

次は三條の教憲を語りだしにして、天理教の話が説かれる。このてんりきよくわ糸ともふすわ、ちよときけバ、あやしよふに、をもいなされる人も、ござりまあしよが、とくへ、をきくたされたなら、をわかりになりまするが、すなわち、このてんりきよくわ糸の、みなかみ、ほうきよしゆふじん〈奉教主神〉ともふしまするわ、ござんじのとふり」(9オ)

わが国に、をかきとめなされてあるところの、ふるいしよもつ二も、ござりまする、てんじんじいだいの、大神様を、十はしらをまつり、てんり大神と、はいをするのであります。そこで、このてんりきよくわ糸の、ごにんか〈御認可〉とゆふものわ、ないむだいじん〈内務大臣〉山がたありとも様の、ごにんかの、だいいる」(9ウ)

しよにわ、いしんのだいど〈維新の大道〉をこうちよ〈公聴〉し、こゝくこゆふの、ほんきよをうないに、せんよ〈宣揚〉するをもつて、もくてきとすう。

第二しよにハ、きゆふちゆふ〈宮中〉しよさいの、しんれをほうたいし、ことに、あめのみなかぬしの神、たかみむすびの神、かんみむすびの神、いざなぎの神、いざなみの神」(10オ)

あまてらすをみ神、すさのをの神、すめみまこの神、大くにぬしの神、あまつ神、やをよるずの神を、ほさいす。

第三條ハ、きよくわい、こうしやを、かいせつするときわ、てんじんじぎのうち、そのそうけするところの、しんぎをひよめがつしむる。」(11ウ)

第四條二ハ、けいしんあいこくのむねを、たいすべき事、てんりじんどを、あきらかにすべき事、こうじよをほうたいし、ちよしやを、ぢゆふんしせしむべき事、このごにんかを、いたゞいてをる教会じやによつて、しつにあやし事わこさりません。そこで、このをし糸ともうしまするわ」(12オ)

さきほど、もうしたをみ親様より、をくだしになされたる、みことのりのけいしん、あいこくにもたれて、をはなしをいたあしまするのでござります。そこで人げんとゆふわ、ばんもつのれいなれども、わがものとゆふわ、すこしもこさりませぬ。あたまのつもりから、あし」(12ウ)